

# 明治後期における金融当局検査の考察

— 金融行政当局者の演説を通して見る銀行検査に対する認識 —

大江 清 一

キーワード：銀行検査、金融行政当局者、銀行動揺、全国手形交換所連合会

## 目 次

はじめに

第1章 金融行政当局者の演説に占める銀行検査関連発言

- 1-1 金融行政当局者および業界代表者の演説内容のカテゴリ分類
- 1-2 金融行政当局者の銀行検査に対する認識と銀行検査関連発言
- 1-3 銀行検査関連発言の個別分析
- 1-4 時代背景

第2章 日清戦争後における銀行検査関連発言の個別分析

- 2-1 日清戦争後の銀行動揺
- 2-2 明治36年における銀行検査関連発言

第3章 日露戦争後における銀行検査関連発言の個別分析

- 3-1 日露戦争後の金融情勢と銀行動揺
- 3-2 明治40年における銀行検査関連発言
- 3-3 明治42年における銀行検査関連発言
- 3-4 明治44年における銀行検査関連発言

おわりに

別表 検査関連発言演説者別内訳一覧

## はじめに

本稿の目的は明治後期における金融行政当局者や業界代表者の銀行検査に対する認識がいかなるもので、金融経済情勢の変化や銀行動揺の影響を受けてそれがどのような変遷を見せるのかを考察することである。本稿では金融行政当局者の銀行検査に対する認識を探る資料として公的会合における金融行政当局者および業界代表者の演説を用いる。分析手法としては演説原稿あるいは演説筆記録に基づいて演説内容をカテゴリ分類し、カテゴリごとの発言の軽重を原稿字数で認識する。

第1章ではまず銀行検査関連発言を含む金融財政等、幅広い分野にわたる演説を演説原稿に基づいて大きく6つのカテゴリに分類し、銀行検査関連発言が演説全体の中でどのようなウェイトを占めるのかを把握する。その上で銀行検査関連発言をさらに6つのカテゴリに分類して発言内容を整理する。つまり銀行検査関連発言を「狭義の銀行検査関連発言」と「広義の銀行検査関連発言」に分け、それぞれが3つの小分類を有する合計6つのカテゴリを設定し、それにしたがって発言を分類整理する。

銀行検査に対する認識については、金融行政当局者の銀行検査に対する認識を理解するため、(1)

銀行検査の有効性に関する認識、(2)銀行検査による個別指導が有効と考えられる問題点に関する認識、(3)銀行監督行政を行う上で銀行検査により実態を把握することが効果的と考えられる問題点に関する認識の3つの分析視角を設定し、銀行検査関連発言を分類整理するための6つのカテゴリーとの対応関係を規定する。その上で6つのカテゴリーに沿って分類整理された銀行検査関連発言を、銀行検査に対する認識に関わる3つの分析視角との関係から整理し、金融行政当局者の銀行検査に対する認識を外形的に把握する。しかしこのようにして把握された金融行政当局者の銀行検査に対する認識はあくまで発言内容の機械的な分類整理によるものである。

したがって第2章および第3章では明治後期の金融経済情勢を、その攪乱要因である日清・日露戦争の影響を考慮して概観するとともに、銀行動揺の実態を把握する。金融経済情勢との関わりから金融行政当局者を対象に銀行検査関連発言内容を分析し、第1章で外形的に把握した金融行政当局者の銀行検査に対する認識と比較検証する。その上で銀行検査関連発言内容について分析を加える。

本稿では明治期の45年間を明治前期・中期・後期の3期間、各15年間ずつに分割する。したがって単純計算では明治前期は明治初年から15年、明治中期は明治16年から30年、明治後期は明治31年から45年となる。ただし明治期の特徴的な出来事である日清・日露両戦争は、それぞれ明治27年、明治37年に始まり、その影響はいずれも明治後期に集中して現れる。したがって形式的な時代区分にこだわらず金融経済情勢については日清戦争開戦期である明治27年からこれを概観する。また本稿で取り上げる資料名等は通常書体に変換したが、通常書体に置き換えると本来の意図が正確に伝わらないと考えられる証言内容等については正字を使用した。

## 第1章 金融行政当局者の演説に占める銀行検査関連発言

### 1-1 金融行政当局者および業界代表者の演説内容のカテゴリー分類

本稿では明治前期の大蔵大臣や銀行行政担当者あるいは銀行業界の代表者が業界の公式会合でいかなる演説を行っていたか、特に彼等が銀行検査に対していかなる見解を有していたかを分析する。その具体的方法として全国手形交換所連合会を中心とした公的会合における明治30年代以降の演説内容を分析する。

分析対象とするのは『銀行通信録』に掲載されている明治36年から同45年までの10年間に開催された「全国手形交換所連合会」と「銀行大会」における演説である。分析対象の演説が行われた公的会合は第1回から第10回の全国手形交換所連合会と記念祝賀会、大阪で開催された全国銀行大会と銀行大懇親会である。第4回全国手形交換所連合会については銀行通信録に記載がないため検討対象外とする。

本稿で明治後期と規定した明治31年から同45年までの15年間においては第12回から第28回まで帝国議会在開催されており歴代の大蔵大臣はこの間16回演説している。しかしいずれの演説においても銀行検査への言及はなく国家予算に関する内容が大半であった。したがって帝国議会で演説は分析対象から除外する。

分析方法は対象となる61の演説を演説原稿あるいは演説筆記録に基づいてその内容をカテゴリー分類し、一つの演説がどのようなカテゴリーから構成されているかを演説記録の字数で測定して図表化する。そして各カテゴリーのボリュームや構成割合を比較検討して演説内容の変遷を把握する。演説全体を以下の6つのカテゴリーに分類する。銀行検査関連発言についてはさらにカテゴリーの定義を定め個別内容の分析・検討を行う。

- (1) 銀行検査関連発言（銀行検査及び銀行経営等に関連する内容）
- (2) 手形交換所及びそれに伴う銀行事務

明治後期における金融当局検査の考察

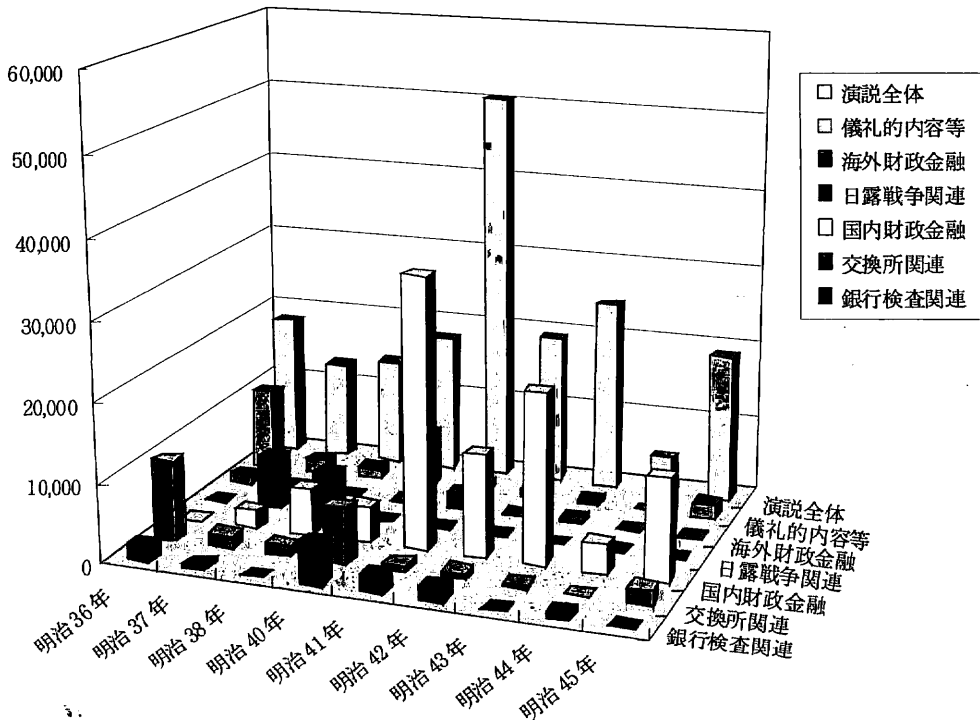
- (3) 国内財政金融及び産業に関連する内容
- (4) 日露戦争及び戦時の財政金融に関連する内容
- (5) 海外財政金融等に関連する内容
- (6) 祝辞及び主催者や演説者の業績に対する賛辞等儀礼的内容、雑談

明治36年から同45年までの10年間に開催された「全国手形交換所連合会」や「銀行大会」等の公式会合は合計16回におよび、その間61回の演説が行われた。これら演説原稿の総字数は約18万字で、検査関連発言は全体の7%にあたる12,720字であった。図1は上記6つのカテゴリーにしたがって、どのように演説内容が分類されて年次ごとの推移を見せるのかを演説ボリュームを示す棒グラフをマトリクス状に配置して表したものである。また図2は演説構成割合を年次ごとに百分率で示したものである。

図1と図2で特徴的な点は、(1)明治41年の演

説ボリュームが演説原稿字数約5万字と著しく大きいこと、(2)銀行検査関連発言は明治38年、43年、45年はなかったものの、ほぼ毎年銀行検査に関する発言が行われており、特に明治40年はほぼ30%と高い構成割合を示していること、(3)明治41年以降は演説に占める国内財政金融の話題が高い構成比率で推移していること等である。

第1点については明治41年に公的会合が大阪で2回、東京で1回開催され、演説者が14名と年次ごとの平均演説者数6.8名の2倍以上であることがその原因と考えられる。第2点は本稿のテーマと関係しているので以下で詳細に分析・検討する。第3点は銀行検査と直接関連するテーマではないが、銀行検査関連発言を検討する過程で必要に応じてその内容を分析する。したがって本稿では銀行検査関連発言の比率が際立って高かった明治40年を分析の中心に据えて、日清戦争後の明治36年と日露戦争後の明治41年から同44年の

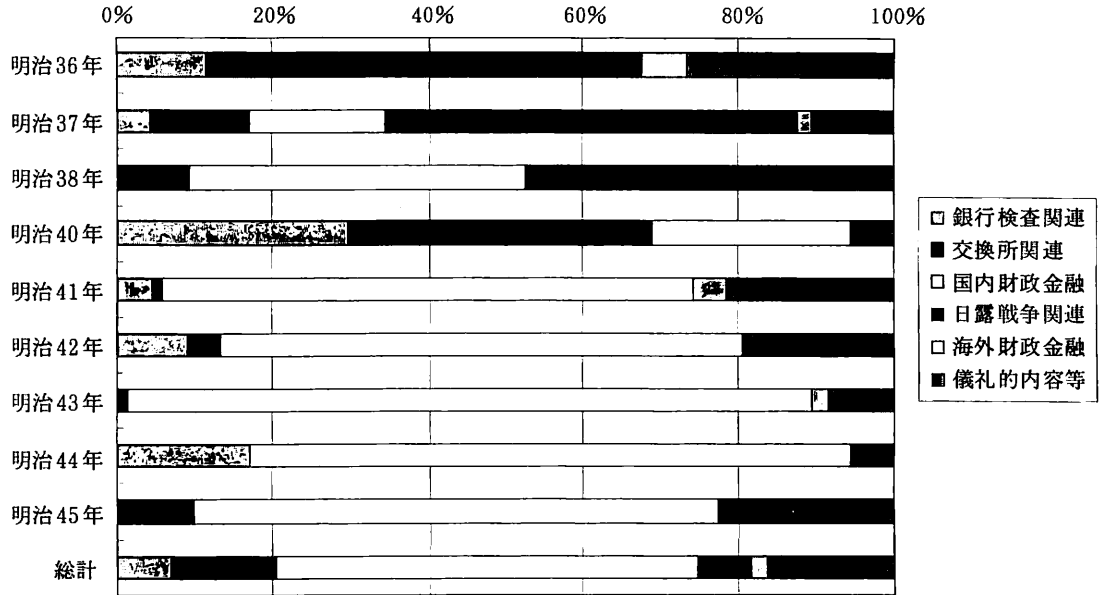


出典：『銀行通信録 第35巻 第210号～第53巻 第318号』（東京銀行集会所）。

注：(1) 図表中の数字は演説原稿の字数を示している。

(2) 明治39年は全国手形交換所連合会をはじめとする公的会議の演説記録が欠落している。

図1 金融行政当局者及び業界代表者の演説推移



出典：『銀行通信録 第 35 巻 第 210 号～第 53 巻 第 318 号』（東京銀行集会所）。  
 注：(1) 図表中の数字（％）は年次ごとの演説原稿全体に占める各カテゴリーの発言構成割合を示している。  
 (2) 明治 39 年は全国手形交換所連合会をはじめとする公的会議の演説記録が欠落している。

図 2 金融行政当局者及び業界代表者の演説構成推移

銀行検査関連発言を詳細に分類整理し、その発言内容を検証することにより金融行政当局者の銀行検査に対する認識の実態解明を試みる。

### 1-2 金融行政当局者の銀行検査に対する認識と銀行検査関連発言

本稿では金融行政当局者の銀行検査に対する認識を理解する切り口として、(1)銀行検査の有効性に関する認識、(2)銀行検査による個別指導が有効と考えられる問題点に関する認識、(3)銀行監督行政を行う上で銀行検査により実態を把握することが効果的と考えられる問題点に関する認識の3つの分析視角を設ける。

また本稿では銀行検査関連発言として分析対象とするのは、金融監督当局が銀行検査を実施する上で重視すべき事項についての発言と、銀行検査の正当性の根拠である銀行の公共性を構成する概念に関わる発言である。前者は銀行検査の有効性および監督当局から見た銀行経営のあり方、職業倫理および内部監査に関する発言等であり、後者は「銀行の公共性」を構成する3つの概念である

「預金者保護」「信用機構維持」「銀行の資金供給面における国民経済的機能」のいずれかに関する発言である。さらに前者を「狭義の銀行検査関連発言」、後者を「広義の銀行検査関連発言」とし、それぞれが3つの小分類を有する合計6つのカテゴリーを設定する。

狭義の銀行検査関連発言に含まれる銀行経営のカテゴリーには、銀行経営者による組織経営に加えて銀行経営改善に対する監督行政の有効性について言及したものを含める。銀行検査の有効性等がそれに該当する。また銀行家の職業倫理に関する発言として分類したものは銀行経営者、役職員の職業倫理および銀行役職員選定のあり方についての発言も含む。内部監査に関する発言を狭義の銀行検査関連発言を構成するカテゴリーとするのは、銀行の内部監査が金融当局検査と連繋して銀行業務をチェックする機能を有すると考えるからである。

広義の銀行検査関連発言に銀行の公共性を構成する概念に触れた発言を含めるのは、銀行検査の変遷を探る上で銀行の公共性は重要な分析視角で

あると同時に、銀行検査の正当性が銀行の公共性に根拠を置くと考えるからである。銀行条例の上位法規である明治商法は、主務官庁は個別企業の利害や権利関係に介入すべきではないとしている。しかし公衆保護という大命題が成り立ち得ないような非常事態を回避する必要がある場合、すなわち銀行のように公共性の高い企業の経営健全性を確保する必要がある場合を例外としている。つまり銀行検査は会社の検査の例外として、金融機関という公共性の高い組織であるがゆえに認められるものである。この点に基づいて「銀行の公共性」を銀行検査の根拠とするとともに、これを銀行検査の対象と認識する<sup>4)</sup>。金融行政当局者の銀行検査に対する認識の切り口である3つの分析視角と銀行検査関連発言との対応関係を規定し表1に示す。

金融行政当局者による銀行検査関連発言として抽出した演説の中には、銀行検査の有効性を念頭に置いたものもあるが、銀行検査の効果が実質的に期待できる事項について銀行検査の有効性を意識せずに発言しているケースもありうる。これらの2つのケースを演説原稿の字面のみで全て判断することは不可能であるので、発言内容および演説全体の流れから明白に判断できる「銀行検査自体の有効性に関する認識」を別立てとして、それ

以外の発言から推察される発言者の問題認識を「銀行検査の直接的効果に対する認識」と「銀行検査の間接的効果に対する認識」に分類し、それぞれに銀行検査関連発言を対応させる。

そしてそれらの認識が銀行検査関連発言を構成するいかなるカテゴリーの発言と対応するかを念頭に置いて発言内容を分析する。本稿で分析対象とする金融行政当局者と銀行検査担当者の認識が共有化され、銀行検査担当者が使用する銀行検査規程内容が金融行政当局者の認識を反映していれば、銀行検査実務はより厳密に当局者の意図を映しだした有効な銀行監督ツールとなる。

以上より、狭義の銀行検査関連発言を構成するカテゴリーを「銀行経営」「銀行役職員の職業倫理」「銀行の内部監査」、広義の銀行検査関連発言を構成するカテゴリーを「預金者保護」「信用機構維持」「銀行の資金供給面における国民経済的機能」として、それぞれ3つ計6つのカテゴリーを設定し、図3のごとく発言者別に時系列整理する。

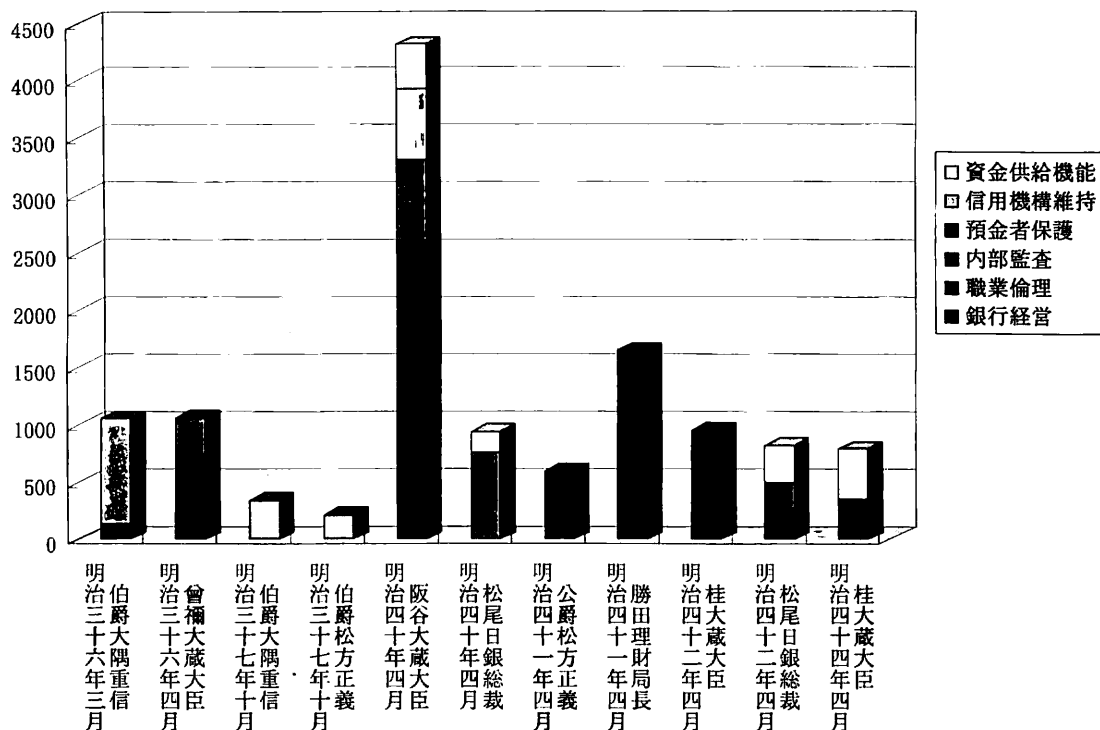
### 1-3 銀行検査関連発言の個別分析

第1回から第10回の全国手形交換所連合会と記念祝賀会、大阪で開催された全国銀行大会と銀行大懇親会での銀行検査関連発言を分類・集計す

表1 金融行政当局者の銀行検査に対する認識と銀行検査関連発言

金融行政当局者の銀行検査に対する認識	銀行検査関連発言
(1) 銀行検査自体の有効性に関する認識	銀行経営：銀行経営改善に対する監督行政の有効性に関する発言。 内部監査：銀行検査を補完する機能としての内部監査に関する発言。
(2) 銀行検査による個別指導が有効と考えられる問題点に関する認識 (銀行検査の直接的効果に対する認識)	職業倫理：銀行経営者、役職員の職業倫理および銀行役職員選定のあり方についての発言。 銀行経営：銀行検査による個別指導が有効と考えられる銀行経営上の問題点に関する発言。 銀行の公共性を構成する概念（預金者保護、信用機構維持、資金供給機能）につき個別指導が適切なケース
(3) 銀行監督行政を行う上で銀行検査により実態を把握することが効果的と考えられる問題点に関する認識 (銀行検査の間接的効果に対する認識)	預金者保護に関する発言。 信用機構維持に関する発言。 資金供給機能に関する発言。

注：本図表は原則的な対応関係を示したものであり、銀行検査発言を詳細に分析した場合にはカテゴリー間に入り組みは発生する。



出典：『銀行通信録 第35巻 第210号～第51巻 第306号』（東京銀行集会所）。

注：(1) 本図表は別表をグラフ化したものである。

(2) 狭義の銀行検査関連発言は棒グラフ下半分に、広義の銀行検査関連発言は棒グラフ上半分に表示する。

図3 銀行検査関連発言内訳

ると、各時代の金融行政当局者の銀行検査に対する問題意識が客観的に位置づけられる。本稿では明治36年から同44年の銀行検査関連発言のうち現役の大蔵大臣、大蔵官僚、日銀総裁の演説を中心に年次を追ってその内容を整理し、当時の金融経済情勢や銀行経営実態との関わりから考察する。分析対象とする銀行検査関連発言の一覧を表2に示す。現役大臣や官僚以外の発言で注目すべきものについては必要に応じて追加的に内容検討する。

銀行検査関連発言が明治37年以降3年間途絶えているのは、(1)明治37年、38年両年にわたる日露戦争の影響を受けて戦時体制と銀行のあり方というテーマが演説内容に加わったこと、(2)明治39年は全国手形交換所連合会をはじめとする公的会議の記録が欠落していること等が主な原因と考えられる。

現役大臣や官僚以外の重要人物では図3の通り

明治36年に大隈重信、明治37年に大隈と松方正義が発言しているが、いずれもその発言の大半は信用機構維持に関するものであった。日露戦争終結後の明治41年には松方が発言しているが、その内容はもっぱら銀行経営に関するものであった。銀行検査関連発言全体をごく大まかに分類するために明治40年の阪谷大蔵大臣、松尾日銀総裁の発言を軸に据えると、明治30年代後半は信用機構維持を中心とする広義の銀行検査発言が大勢を占め、明治40年を除く40年代前半は銀行経営を中心とする狭義の銀行検査関連発言が大勢を占めるように思われる。

具体的には明治36年と同37年の銀行検査関連発言のうち、広義に属するものが67%であったのに対して、明治41年、同42年および44年は狭義の銀行検査関連発言が79%を占めている。つまり、日清戦争後は銀行監督行政を行う上で、

明治後期における金融当局検査の考察

表 2 銀行検査関連発言内容一覧

演説時期	演 説 者	演 説 内 容
明治 36 年 4 月	曾 禰 大 蔵 大 臣	①銀行員の職業倫理, ②監査役の職務遂行状況, ③預金者保護の重要性
明治 40 年 4 月	阪 谷 大 蔵 大 臣	①信用機構維持の観点からの小規模銀行合併, ②銀行検査の重要性, ③支店経営と職業倫理, ④銀行職員選定の重要性, ⑤一社与信制限, ⑥預金者保護
明治 40 年 4 月	松 尾 日 銀 総 裁	①預金者保護の重要性, ②銀行の資金供給面における国民経済的機能
明治 41 年 4 月	勝 田 理 財 局 長	①銀行検査の有効性に対する疑問, ②銀行内部監査の重要性
明治 42 年 4 月	桂 大 蔵 大 臣	①銀行の公共的使命と経営姿勢, ②銀行経営者の職業倫理
明治 42 年 4 月	松 尾 日 銀 総 裁	①銀行の資金供給機能, ②銀行経営のあり方, ③預金者保護の必要性
明治 44 年 4 月	桂 大 蔵 大 臣	①銀行の資金供給機能, ②銀行経営のあり方

出典：『銀行通信録第 35 巻第 211 号～第 51 巻第 306 号』（東京銀行集会所）。

銀行検査により実態を把握することが効果的と考えられる問題点に関する認識が強かったのに対して、日露戦争後は銀行検査による個別指導が有効と考えられる問題点に関する認識が強いという結果が見られる。

現役大蔵大臣や大蔵官僚、日銀総裁の発言に焦点を絞ると、明治 30 年代後半、明治 40 年を除く 40 年代前半ともに狭義の銀行検査関連発言がそれぞれ全体の 69%、76%を占め銀行検査による個別指導が有効と考えられる問題点に関する認識が強かった。

この分類結果が根拠を有するか否かについては、年次を追った銀行検査関連発言の内容分析に加えて、その背景にある戦争等の経済攪乱要因や銀行動揺の実態把握が必要となる。つまり明治後期の経済情勢をマクロの観点から俯瞰することによって銀行検査関連発言の妥当性を検証することが必要となる。

#### 1-4 時代背景

本稿では公的会合において銀行検査関連発言があった明治 36 年から同 44 年を中心に明治後期の金融経済情勢を概観する。この時期を概観するにあたっては、銀行経営に携わるとともに金融史家として顕著な業績を残した明石照男の著作『明治銀行史』に基盤を置く。そして、その内容を基礎的資料によって検証することにより時代認識する。明石は銀行経営者として銀行実務に軸足を置きつ

つ、経営者の目線で明治後期の金融経済情勢を分析できた稀有な金融史家であるので、同氏の著作は本稿の目的に適していると考えられる<sup>2)</sup>。

本稿で明治後期とした明治 31 年から同 45 年の 15 年間のうち、明治 31 年から同 36 年の 6 年間は、明治 27 年 7 月に始まり同 28 年 4 月の講和条約調印で終結した日清戦争の影響を受けた期間であり、明治 39 年から同 45 年の 7 年間は、明治 37 年 2 月に始まり明治 38 年 9 月のポーツマス条約調印で終結した日露戦争の影響を受けた期間である。つまり日清・日露両戦争を金融経済攪乱要因とすると明治後期は、(1)日清・日露戦間期（明治 31 年から同 36 年）、(2)日露戦争開戦期（明治 37 年から同 38 年）、(3)日露戦争の戦後期（明治 39 年から同 45 年）の 3 期間に大きく区分される。

本稿で分析対象とする銀行検査関連発言（明治 36 年、40 年、42 年、44 年）は明治 36 年の発言が日清・日露戦間期、それ以外が日露戦争戦後期における発言として分類整理される。また明治 33 年、同 34 年および同 40 年は銀行動揺を来した年次である。したがって銀行検査関連発言の背景をなす金融経済情勢の分析に際しては、経済攪乱要因たる日清・日露両戦争の影響および明治の金融恐慌発生を防止できなかった財政金融政策の反省点を探り、それらがどのように金融行政当局者の銀行検査関連発言に反映されているのかを検証する。

## 第2章 日清戦争後における銀行検査 関連発言の個別分析

### 2-1 日清戦争後の銀行動揺

日清戦争終結後数年間は金融が変動をきたし、明治30年以降は銀行を含めた商工業者は萎縮した。この事態を憂慮した政府は明治31年4月に救済策を施すことを決定し、(1)日清戦争の償金の一部を流用した勸業銀行債券約374万円の引き受けと有望企業への貸付、(2)日本銀行による市場からの公債証券3,870万円の買収、(3)日本銀行金利の据置き等を実施した。これらの施策が奏功するとともに清国償金皆済、全国豊作等が重なり財界は一時危機を脱することができた<sup>(3)</sup>。

明治32年5月には1億円の外債が成立し、同年は蚕糸、綿糸、絹布の輸出が好調であったため正貨が流入し兌換券の膨張を喚起した。その結果日本銀行金利、市場金利共に低落したため、企業設立熱が上昇するとともに投機熱をも招来した。明石はこれがその後につながる明治恐慌の原因となったと分析している。特に再び投機を誘発したのが外債1億円による資金流入であったとしている。つまり外資流入による悪影響は後段で分析対象とする日露戦争後に始まったことではなく、既に日清戦争後においてその影響が顕著であるとしている。

明石は明治期の金融恐慌は明治34年の春に誘発されたが、その序章は明治33年10月25日の熊本第九銀行の支払停止に始まったとしている<sup>(4)</sup>。

この恐慌は明治33年10月に発生し翌年の明治34年下期に終息した比較的短期のものであったが、九州から名古屋までの西日本を中心に東京も巻き込んだ全国的な恐慌となった。しかし明石はこの恐慌は比較的影響は軽微であったと、日清戦争後の投機熱で経営基盤が脆弱となった銀行が淘汰されたことでむしろ銀行の信用を鞏固にする効果もあったと反面評価している。

明治35年に入ると貿易による正貨の流入と信用の回復により銀行預金は増大し、ロンドン市場での公債5,000万円売却により日本銀行の正貨準備

はさらに増加した。明治36年にかけては金利引下げを数度行い民間金利もこれに倣って低落した。このため戦後財政の圧迫が企業家心理に残存していたにも拘らず経済社会は徐々に回復しつつあった。明治36年4月、全国銀行大会において曾禰大蔵大臣が銀行検査に関する発言を行ったのは概略このような金融経済状況下でのことであった。

明治33年から34年にかけての銀行動揺は西日本中心に東京、千葉あるいは北海道、東北まで含めた全国規模のものであった。また明治33年の銀行動揺の兆しを看取した大蔵省は翌34年1月上旬に東京府下および関東地方各銀行の検査をタイムリーに実施しており、その点においては銀行検査の機動性が認められる。しかし大蔵省検査の対象地区は西日本ではなく首都圏を中心とした经济圈であり、この点に大蔵省の銀行検査が重視する地区が明確に表れている。

「明治34年日本銀行統計年報」は同年の銀行破綻について、「本年ハ春來各地銀行會社ノ破綻ヲ暴露スルモノ續出セシ爲メ經濟界益々多難ヲ極メ下半季ハ稍々靜穩ニ歸セシモ概シテ非況ヲ脱スル能ハス爲メニ多數銀行會社ノ合併竝ニ解散ヲ見シモ新設ニ至テハ極メテ僅少ナリトス」と概括しており、明石の認識は大略政府見解と合致している<sup>(5)</sup>。

### 2-2 明治36年における銀行検査関連発言

明治36年の銀行検査関連発言については曾禰大蔵大臣の演説に注目する。明治36年4月に開催された全国銀行大会において曾禰は銀行員の職業倫理と監査役の職務遂行状況について発言している<sup>(6)</sup>。

曾禰大蔵大臣の演説は第5回内国勸業博覧会が大阪市で開催されたのを期に、同市の銀行家が發起して挙行された全国銀行大会の冒頭で行われた。実際の演説は目賀田主税局長が代読したが、約1,500字からなる演説原稿のうち1,000字余りが上記の引用に代表される銀行家の職業倫理や銀行経営および預金者保護の実態に関するもので、銀行家を戒めかつその一方で彼等を鼓舞激励する内



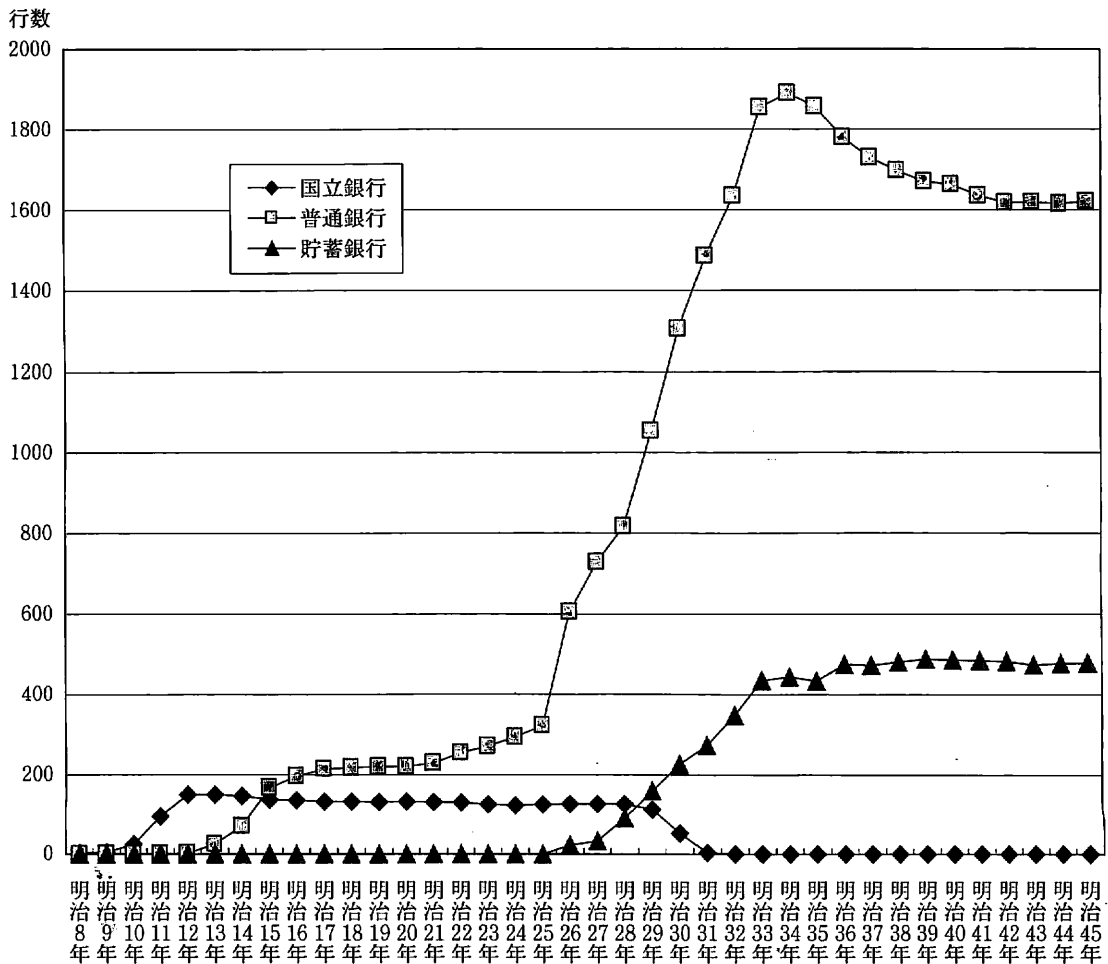
明治後期における金融当局検査の考察

表3 国立銀行・普通銀行・貯蓄銀行数推移

	明治8年	明治9年	明治10年	明治11年	明治12年	明治13年	明治14年	明治15年	明治16年	明治17年	明治18年	明治19年	明治20年	明治21年	明治22年	明治23年	明治24年	明治25年	明治26年
国立銀行	4	5	25	95	151	151	148	138	137	133	133	132	134	132	131	126	124	126	128
普通銀行	0	1	1	1	2	25	70	169	197	214	218	220	221	230	255	272	294	323	604
貯蓄銀行	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23
合計	4	6	26	96	153	176	218	307	334	347	351	352	355	362	386	398	418	449	755

	明治27年	明治28年	明治29年	明治30年	明治31年	明治32年	明治33年	明治34年	明治35年	明治36年	明治37年	明治38年	明治39年	明治40年	明治41年	明治42年	明治43年	明治44年	明治45年
国立銀行	127	128	113	53	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
普通銀行	728	817	1,054	1,305	1,485	1,634	1,854	1,890	1,857	1,780	1,730	1,697	1,670	1,663	1,635	1,617	1,618	1,615	1,621
貯蓄銀行	33	91	161	227	273	348	435	444	434	476	473	481	489	486	485	483	474	478	479
合計	888	1,036	1,328	1,585	1,762	1,982	2,289	2,334	2,291	2,256	2,203	2,178	2,159	2,149	2,120	2,100	2,092	2,093	2,100



出典：大蔵省銀行局「銀行便覧 第5巻 大正7年版」『復刻 財政金融史料集成』（昭和57年，総合経済研究センター）。

容となっている。

表3に示す通りこの演説は銀行数がピークをうった明治34年から2年後の明治36年に行われたもので、このタイミングは銀行急増の弊害が顕在化した後それを合併によって徐々に終熄させつつある時期と一致している。明治34年までは銀行簇立の勢いが大蔵省の合併政策を凌駕し、合併による銀行経営基盤安定策がその効果を顕在化させることはなかったが、明治35年、36年にかけて銀行数の減少と銀行資本金総計の増加が数字上で確認できる事態となった。時の大蔵大臣としては銀行合併効果をアピールし、銀行経営者の自重と自覚を促す絶好の機会がこの全国銀行大会であった。銀行経営者の自重を求めた問題点としては「資金運用の固定化」「私利を得るための不当な貸付」「準備金不足」「銀行の信用を利用した重役の兼業」「監査役の職務怠慢」等があげられる。

表3の通り明治36年における普通銀行・貯蓄銀行合計の行数は前年比△35行であるので、かなり銀行の新設も行われたと考えられるが、曾禰は金融機関に対する個人預金者の信頼が銀行の浮沈でそがれることと、細民であるがゆえに情報に疎く情報の非対称性構造において劣位にある資金提供者の場合は、その貯蓄心を阻害することがあってはならないと考えていたことが伺われる。

### 第3章 日露戦争後における銀行検査 関連発言の個別分析

#### 3-1 日露戦争後の金融情勢と銀行動揺

##### 日露戦争後の金融情勢

明石は日露戦争後の金融経済情勢の浮沈を日清戦争後になぞらえて、「歴史は常に繰返す。日露戦争後に於ける経済界一進一退の状況は、恰も日清戦争後の一張一弛に異ならず。日本海の大海戦により意氣天に冲したる國民は、一度平和談判の結果に失望したとは云へ、二個年に互つて涵養せられた英發の氣象は、更に其鋭峰を表はし來つた。即ち企業心は鬱勃として興り、終に未曾有の企業狂亂の時代に突進するに至つたのである」とその相似性を表現している。また起業熱を刺激した原

因として、(1)外資の導入、(2)投資の方向転換、(3)金融緩慢をあげている。この結果、銀行は日清戦争後と同じく遊資を多く抱え金利も漸次低落した<sup>(7)</sup>。

政府の対応について明石は、「當時政府は形勢亂調に趨くを看取し、又戦後の起業熱に關する前例に鑑み、特殊銀行に注意を發してゐたが、日本銀行の如きは寧ろ企業勃興の趨勢を樂觀し、何等警戒する所がなかつた爲め、一般金融業者も亦不知不識の間に其信用を膨張せしめた」と述べて政府の先見性と日本銀行の情勢判断の問題点について指摘している<sup>(8)</sup>。

実際大蔵省による日本銀行の指導は「蔵相内訓」という形式をもって明治39年8月23日当時の阪谷大蔵大臣から日本銀行および日本興業銀行、日本勸業銀行の3行に対して行われた。蔵相内訓の要点と日本銀行答申については『日本銀行百年史 第二巻』に詳しいのでその内容を概観する<sup>(9)</sup>。

阪谷蔵相による内訓のポイントは、金利低下にしたがって事業熱が発生する兆候が見られるので貸出運営に留意して経営することが必要であるということである。この事業熱の意味するところは通常の判断を超えている場合で、金融逼迫の反動を招き経済界の調和を満たす場合を指している。これに対する日本銀行の答申内容要旨は以下の通りである。

- (1) 明治38年5、6月ごろから明治39年8月までの事業の新設・拡張計画高は約5億5,000万円で比較的巨額といえるが、日露戦争の終結・戦勝の余勢につれて満州、朝鮮の事業計画を考慮すると一時に企業が設立されるのは当然の勢いである。むしろ企業家は日清戦争後の経験に鑑みて計画を立てているので概して有用である。多額の外債を抱えているわが国としては事業の勃興によって商工業を振興し、輸出を伸ばして国力の充実に努めなければ外債元利金支払いも兌換制度維持も困難である。事業熱が憂慮すべきか否かは急激に国力不相応の資金を必要とし、金融を乱すようになってから初めて論じるべきことで

ある。

- (2) 要は事業と金融を調和させることが重要である。約5億5,000万円の事業計画が数年を要するとすれば毎年の所要資金は平均1億から2億円程度に止まろう。日露戦費17億円余のうち9億円は国内に滞留していると考えられるし外資導入の途も開けてきたので多少は外資も流入すると考えられる。したがって現在程度の事業の新設・拡張計画であれば金融についてにわかに憂慮すべきことは生じないと考える。
- (3) しかし事業を計画する企業家と資金供給する銀行家では経営態度は自ずと異なる。事業が確実であるという理由だけで証拠金払込証等を担保として貸出すると貸出先の資力不足で払込みができない場合には銀行は担保である株式を引き受けて払い込む義務を負う。こうなると銀行は預金を株式に固定させることになり、預金の取付けに遭った場合、これに応じることができなくなる。また株価低落により損失が生じ破綻する場合もありうる。いずれにせよ「資金の輻輳利用」を本領とする銀行としてはその原則に反するので銀行は有益な事業を応援すると同時に資金の固定化を避けて事業と金融の調和に努めるべきである。

この答申内容に見る通り日本銀行の基本的なスタンスは日露戦争後の事業新設の規模を妥当とし、企業家の計画に対しても日清戦争後の経験を生かしたもとして信頼をおいている。また外債による資金余剰のマイナス面を憂慮するのではなく、その適切な運用が元利金返済の必要条件であるという考え方を示している。つまり現在は企業家の事業計画と銀行家の資金供給のミスマッチを警戒する段階ではなく、むしろその兆候が明確になった時点で必要な手を打つことで足りるとするきわめて楽観的な姿勢を答申内容に盛り込んでいる。しかし貸出資金の固定化についてはその弊害を認めており、特に取付け等の緊急事態への対処を念頭において事業と金融の調和に努めることの重要性を強調している。

本稿で個別検討対象としている明治40年4月の阪谷大蔵大臣、松尾日銀総裁の銀行検査関連発言はこの蔵相内訓の約8ヵ月後であるので、明治39年8月時点のスタンスと明治40年当時の銀行動揺実態を考慮して両者の発言がどのような内容になるのかを後段で検討する。

明治41年に入っても財界は沈滞傾向を持続していたので、政府は救済策を講じたがこれが失敗に終わった。この間の事情を明石は「然るに四十一年に入るも財界は尚ほ暗澹の光景を持続してゐたから、同年三月下旬政府は救済策として、國庫債券の償還及び借換の方法を發表した。されど割引償還と高歩の借換公債とは全然失敗に終り、金融市場の人気をして却つて沮喪せしめた。時に偶々内閣の更迭があり、新蔵相桂太郎氏は大阪に於ける春季全國交換所聯合大會の決議に基いて、年々國債五千萬円圓の現金償還を聲明した爲め、市場は漸く生氣を回復するの氣運に向つた。斯くて此反動の時機に於ては、戦後の株式熱に浮かされて、放漫なる經營を敢てしたる銀行は概ね蹉跌失墜したが、一般銀行業も亦金融の阻塞に困り、曩に膨張したる貸出金の回収は容易でなかつた」と記述している<sup>(10)</sup>。明石の記述通り明治41年春の第6回全國交換所連合会は同年4月17日に大阪手形交換所の主催で行われたが、審議事項を見るかぎり年々國債5,000万円を現金償還することに結びつくような決議は見られない。

明治42年は1月の大日本精糖会社の破綻に始まり、大日本水産会社、東洋汽船会社等の大企業の失態が続発し、財界、一般投資家ともに株式投資にリスクを察知する事態となったため、銀行預金は増加傾向を示した。また同年3月18日には藤本ビルブローカー銀行の支払停止が発生する等不況感が深まったため、桂蔵相は不景氣の原因、実態、対策等について經濟界の意見を徴するほどであった<sup>(11)</sup>。明治42年の景氣動向から当然ではあるが2月には市中金利が公定歩合を下回るようになったので、5月、8月の2回にわたり公定歩合<sup>(12)</sup>を日歩2銭から1銭8厘さらには1銭6厘へ引き下げた。明治42年は金利引き下げと金融緩慢、不景氣が特徴的な年であった。

明治43年も引き続き1月、3月に公定歩合が1銭6厘から1銭4厘さらには1銭3厘へ引き下げられたので、同年前半は金利低下傾向が継続した。しかし同年以降明治45年上期までの期間に特徴的であるのは電力、ガス、電鉄等の新規事業計画を牽引力とする「中間景気」が「不景気」を覆うことができないままそれと並立したことである。『日本銀行百年史 第二巻』はこの奇妙な2種類の景気が並立したことについて、電力、ガス、電鉄等の事業部門では在庫投資と見られるものが少ないため在庫投資の増大による企業活動の活発化を伴わず、中間景気が経済全体に波及して全般的な景気回復を促す力が比較的弱かったことがその原因と分析している<sup>(13)</sup>。

中間景気を支えた金融緩慢・金利低落という特徴は、明治44年下期の金融引締まりと金利の漸騰により変化を見せた。さらに明治45年下期になると、三井物産名古屋支店不正手形事件、百十銀行等地方銀行の動揺、有力商店の破綻が続出し、10月バルカン戦争勃発によりヨーロッパ諸国の金利が高騰したため市中銀行は貸出しを警戒し金融は逼迫の度を加えた。また金融緩和の大きな要因であった外資導入にかげりが出てきたこと、それが直接的に正貨の減少に結びついたことが金融逼迫に輪をかけた<sup>(14)</sup>。

### 日露戦争後の銀行動揺

明石は明治40年を同34年、37年に匹敵する銀行動揺の年と位置づけて、「銀行の不始末は明治40年3月29日の百三十八銀行東京支店、4月4日の扶桑銀行の支拂停止に始まり、忽ち蔓延して府下近縣數個の銀行及び大分縣中津に飛火した。名古屋地方に於ては小栗銀行の取付が東海道筋の大動揺を來し、爾來關東と云はず、九州と云はず、北陸と云はず、各地各方面に取付騒ぎ續出し、何時止むべきかを知らなかつた。斯の如き悲況は四十一年に入つて益々甚しく、三月の頃には東京府下の八銀行が一日の中に、殆ど同時に支拂停止の看板を掲げたこともあり、全國を通算すれば前後四十行の多きに及んだと云ふ」と説明している<sup>(15)</sup>。

明治40年の銀行動揺は名古屋の銀行不祥事と神奈川の砂糖中次商の破綻をきっかけとして全国の預金者を不安に陥れたものである。『日本金融史資料明治大正編 第19巻』に収録されている「日本銀行統計年報」は明治37年で一旦終了し、明治41年5月から「日本銀行調査月報」として復活しているので明治40年の銀行動揺の実態を銀行の臨時休業や取付け、支払停止等の影響や頻度に照らして検証することは困難であるが、少なくとも愛知と神奈川を基点に燎原の火のごとく広がる信用不安は経済界、個人預金者に大きなマイナスを及ぼしたと考えられる。

### 3-2 明治40年における銀行検査関連発言

明治40年の銀行検査関連発言では阪谷大蔵大臣と松尾日銀総裁の演説に注目する。阪谷は明治40年4月の第5回交換所連合会において極めて包括的でボリュームのある銀行検査関連演説を行っている。その演説内容は本稿で定義した狭義、広義を併せた検査関連発言6カテゴリーほぼ全てにわたっており、言及されていないのは銀行の内部監査についてのみである。

阪谷の演説は、明治40年2月愛知県に発した銀行の支払停止や取付けが静岡県、山梨県を経て東漸している最中の同年4月12日に行われた。したがってその発言内容には信用機構維持の視角のみならず銀行経営や職業倫理等あらゆる観点から銀行経営者の自覚を促す内容が盛り込まれている。最初に信用機構維持の観点から小規模金融機関を念頭に置いた銀行合併に関して発言している。

阪谷は手形交換制度の綻びを示す事例として砂糖商人の手形不渡りと小規模銀行の臨時休業について紹介している。つまり小規模銀行は銀行の公共性の観点から金融機関がその使命を全うするための要件を具備していないことを欧米の学説を引用して主張し、小規模銀行数の濫設は政府方針として消極姿勢であることを明確にしている。そして小規模銀行の経営基盤の脆弱性は銀行合併によって解決することが適切であり、政府も銀行合併を推進していく方針を明らかにしている<sup>(16)</sup>。

この考え方が明治36年4月の全国銀行大会に

における曾禰大蔵大臣の演説内容と重なることは明白である。明治36年当時阪谷が曾禰大蔵大臣の下で大蔵総務長官の要職にあったことを勘案すると両者が銀行合併について認識を一にするのはむしろ当然といえる。少なくとも明治期を通して重要課題であった小規模銀行対策を合併によって解決しようとする考えは、金融行政の最高責任者である大蔵大臣レベルで連続と引き継がれていた。

しかし小規模銀行設立に関しては、明治24年6月に渋沢栄一から松方蔵相に奉呈された「銀行條例修正請願書（銀行條例案並ニ其説明）」（以下修正案と略称する）をめぐる大蔵省と銀行業界との議論において、大蔵省は小規模銀行の設立制限に反対の立場をとっており、小規模銀行の設立制限を求めて銀行条例改正を求めたのはむしろ銀行業界であった。銀行業界からの修正案の裏には銀行数増加による過当競争を懸念する先発銀行の業界エゴが存在したことは否定できないであろう。しかしその主張を構成する論理は透徹していた<sup>(17)</sup>。

業界エゴに囚われない公平な立場から小規模銀行の設立問題を考えれば、脆弱な資本背景しか持たない銀行の濫立はある程度規制するものの、経済社会の要請に応じて銀行設立の自由度を確保し、その上で個別金融行政によって銀行経営を適正に規制するのが行政本来の姿であろう。曾禰、阪谷両大蔵大臣が一貫して小規模銀行の濫立を問題とし、銀行合併による問題解決を図らざるを得なかったのは、明治24年当時の大蔵省が銀行営業の自由を主張する裏づけとして堅実な個別金融行政を執行する制度インフラを十分に整備し得なかったことにも原因の一端が認められる。次に阪谷が同じ演説で銀行検査と銀行の支店経営および職業倫理についても言及している<sup>(18)</sup>。

阪谷は銀行経営上の問題点として支店の統制が十分でないという現実に着目し、支店に対する本店の指導を強化すべきことを指摘している。同時に銀行検査においても支店の実情に注目している。また阪谷は銀行の支店制度自体に問題があるのではなく少額な資本金によって設立されたいわゆる小規模銀行が支店を持つことに問題があ

ると主張している。これは支店を維持する上での経費負担の問題と小規模銀行であるがゆえに支店の監督がおろそかになるという点を懸念したものである。

もう一点際立っているのは銀行の役職員の資質に関わる発言である。阪谷は全国銀行大会に出席している銀行家達に対する具体的な提言として支配人以下の銀行職員の選定に注意すべきことを述べている。おそらく具体的な事例を念頭に抱いての発言と推察されるが、甚だしく常識を欠いた支配人が銀行の管理職階にあって実務を取り仕切っていることに心胆を寒からしめられる思いを抱いていたのではないかと推察される。次に阪谷が一取引先への与信制限について言及した<sup>(19)</sup>。

阪谷は一社与信制限を銀行実務に照らすと柔軟性に欠く規定であることを認めつつ一社に偏った与信行為の弊害を説いている。つまり破綻の原因は特定の取引先に対する偏った貸出が原因であることが大半で、それはまさに保険会社が危険分散を無視してリスクをとるのと同じことであると論じている。この阪谷の一社与信制限に対する問題認識は明治36年4月に開催された全国銀行大会で明らかにされた曾禰大蔵大臣の「資金投用の法宜しきを得ざるが爲めに資金の固定を來たすものあり」<sup>(20)</sup>という認識と整合的である。

この一社与信制限の問題についても明治24年6月に渋沢栄一から松方蔵相に奉呈された銀行条例の修正案をめぐる大蔵省と銀行業界が議論を繰り広げた。銀行業界が修正の対象としたのは銀行条例第5条である。この条文は一取引先あたりの与信制限を定め、機関銀行化を回避し、貸出金ポートフォリオやリスク分散の観点から銀行経営の健全性を確保することを意図したものであった。

しかし、銀行条例第5条は明治28年2月9日法律第1号をもって削除され、貸付金、割引手形の一取引先あたり与信制限は撤廃された。その結果、将来起こりうる機関銀行化と貸出ポートフォリオの偏りを看過することとなった。銀行条例をめぐる大蔵省と銀行業界の議論で争点となった、「小銀行の設立制限」と「一取引先あたり与信制限の緩和」についての争点をめぐる議論の末にた

どり着いた最終結論を銀行検査との関わりから分析すると、銀行条例施行後小銀行が増加し、かつ貸付ポートフォリオの適正性を求める融資規律についての歯止めがない中で、銀行の公共性や銀行経営の健全性を担保するはずの銀行検査の拠り所が欠けている状況が出現することとなった。

つまり、小規模銀行の増加を前提とした融資規律の厳格化に関する限り、明治28年の銀行条例改正時点では私立銀行に対する銀行検査を金融監督行政の補完手段として機能させるための法的基盤は事実上整えられてはいなかった。つまり銀行の公共性の観点から実態的に預金者保護、信用秩序維持を銀行検査によって担保しようとするれば、銀行条例の趣旨をより厳格に運用する通達を発牒し、その通達の趣旨を正確に体した検査官が数百人単位で必要となる状況であった<sup>(21)</sup>。

明治40年時点で阪谷が説いた一社与信制限の弊害は明治7年小野組の破綻ですでに顕在化していた。またこの問題に対して明治28年の銀行条例改正で制限条項が廃止されたことによりさらに歯止めが利かなくなり、その結果後年に至るまで邦銀が長く抱え続ける宿痾となった。

阪谷は明治34年6月5日から明治38年1月8日まで曾禰大蔵大臣の下で大蔵次官総務長官を務め、曾禰の後を受けて引き続き明治41年1月14日まで大蔵大臣を務めたので、6年半にわたり金融行政の中核にあり続けた。つまり阪谷は長年大蔵省の本流に身を置き、かつ銀行経営の問題点をつぶさに観察できる立場にあった。また前半の3年半は曾禰大蔵大臣の下でその意向を行政実務に反映させる立場にあったので、当然にして両者の現状認識や金融行政に対する姿勢は似通っていたと考えられる<sup>(22)</sup>。松尾日銀総裁は阪谷と同じ明治40年4月の第5回交換所連合会において、銀行の預金者保護と資金供給機能に関する発言をしている。

明治39年8月の蔵相内訓をめぐる大蔵省と日本銀行の基本的姿勢の食い違いは、半年後の阪谷大蔵大臣、松尾日銀総裁両者の演説内容の相違にも端的に現れている。つまり松尾はその発言に見る通り日露戦争後の事業新設の規模を妥当とする

にとどまらず、「何卒有利有益なる事業は新舊を問はず發達せしめて此國力の増進を圖らなければならぬと信じます」と述べて新旧事業の育成と必要資金の援助を銀行経営者に対して懇請している<sup>(23)</sup>。またその一方で資金運用固定化の弊害については言葉を尽くして回避するよう説諭している。すなわち松尾の銀行検査関連発言の内容は明治39年8月の蔵相内訓に対する日本銀行答申内容と実質的に異なるところがない。

これに対して阪谷は上記で考察した通り銀行検査関連発言を構成するカテゴリーの大半にわたって発言しているが、事業育成の観点からの銀行の資金供給機能については触れずむしろ資金運用の一社偏在を回避すべきとの観点から資金供給機能の健全化を説いている。つまり当然のことながら阪谷も半年前の蔵相内訓の趣旨に沿って慎重に発言しており、両者の食い違いは微妙な演説内容の相違を通して明確に識別することができる。

明治40年時点で大蔵省と日本銀行の資金運用に対する基本スタンスが相違する原因は、両者の機能と役割の相違に起因する部分、すなわち立場の違いに加えて、日露戦争後の金融情勢や銀行動揺の実態を日清戦争の経験に基づいてどのように認識し、その基本認識に基づいていかに銀行機能を適切に発揮させるかという点について大きな開きがあることである。

阪谷とすれば日清戦争の経験を踏まえた正統的な歴史認識に基づいてまず日本銀行や特殊銀行の資金供給スタンスの是正を蔵相内訓によって説得し、その後銀行経営者の代表に対して適正な資金供給機能を発揮すべきことを説きたかったであろうが、前段階の説得に失敗した後さらに公的会合において自身の意図に反する発言を行う松尾の演説を苦々しい思いで聴いていたに違いない。もちろん両者は対立点を微妙にずらして銀行の資金供給機能に関するテーマについて異なる観点から主張したので、聴衆である銀行経営者たちが困惑することはなかったと考えられる。明治40年時点で確認された大蔵省と日本銀行の基本認識の相違を起点として、明治42年以降金融監督当局者や日本銀行総裁の発言がどのような変化を見せるの

か以下で考察する。

### 3-3 明治42年における銀行検査関連発言

明治42年4月に開催された第7回全国交換所連合会で桂大蔵大臣は銀行の公共的使命と銀行家の経営姿勢について発言している<sup>(24)</sup>。

桂は現在銀行の資金運用方法に問題が存することを端的に指摘するとともに、経済界における金融機関の重要性を銀行が有する公共的性格との関係から説いている。また経済の実態や取引先の信用状況についての判断力が不十分であることおよびその主たる原因として銀行の重役や幹部職員職業倫理の欠如を指摘している。つまり銀行経営者は経済界における金融機能の重要性と銀行の公共的性格を認識して身を正すと同時に、他業界との連携を能動的に構築することが重要であると指摘している。

桂は明治41年7月14日から同44年8月30日までの3年間に及ぶ第二次桂内閣で大蔵大臣を兼任した<sup>(25)</sup>。この演説は組閣後9ヶ月の時点で行われたが、大蔵大臣を兼任する総理大臣が銀行経営の具体的内容にまで踏み込んで銀行経営者の心得を明確に説いたことに意義が認められる。

また「斯の如き時期に於きましては」と桂自身が表現している明治42年は、前段で見た通り大企業の倒産が頻発した年で、金利引き下げと金融緩慢、不景気が特徴的であった。適切な資金運用先を見つけることに窮した銀行が業況不芳な企業に貸出を行った結果、銀行動揺が発生するリスクについて切々と説いている。明治42年は桂自ら不景気の原因、実態、対策等について経済界の意見を徴するほどであったから、この演説が行われた時点では明確に不景気についての分析結果を認識していたとは考えられない。しかし不景気の結果としての悪弊、つまり銀行員による遊資の不法な運用やその原因である銀行員のモラルハザードについては注意喚起している。

松尾日銀総裁は桂大蔵大臣が演説した第7回全国交換所連合会において、銀行の資金供給面における国民経済的機能と銀行経営のあり方および預金者保護の必要性について発言している<sup>(26)</sup>。こ

の松尾発言のスタンスは明治40年4月の銀行検査関連発言と基本的には異なっていない。しかし貸出実行にあたっての融資対象事業の評価および融資先責任者の人物評価の重要性、貸出管理回収の厳格化等、銀行の融資経営に関わる発言が新たに加わっている。これもおそらく明治42年に頻発した大企業の倒産が原因と考えられる。つまり強気一辺倒であった明治40年発言と比較すると個別の融資対応において慎重姿勢を取り入れようとするところが新たなスタンスとして加わっている。

しかしこれは明治39年の蔵相内訓の趣旨に屈した結果ではない。なぜなら蔵相内訓のポイントは金利低下にしたがって事業熱が発生する兆候が見られるため貸出運営に留意すべしというものであったが、明治42年は不景気が激しく金利低下の結果事業熱が発生するどころか却って遊資が発生するという事態に特徴があるからである。つまり日本銀行の基本スタンスは企業家の事業熱は大いに尊重し、それが国家を有利に導く事業であれば必要以上に躊躇することなく、また日清戦争後の教訓についても過度に萎縮することなく銀行の資金供給機能を發揮すべきというものである。各時代のマクロ金融情勢を勘案すると、一見蔵相内訓に摺り寄せたかに見える松尾発言も実はその本質は変化していなかったことが確認できる。

### 3-4 明治44年における銀行検査関連発言

明治44年4月に開催された第9回全国交換所組合銀行連合大会で桂大蔵大臣は銀行の資金供給面における国民経済的機能と銀行経営のあり方について発言している。

この演説が行われた明治44年は下期に金融引締めと金利漸騰が発生するまでは金融緩慢、金利低位推移が特徴的であった。また同年は電力、ガス、電鉄等の新規事業計画を牽引力とする「中間景気」が「不景気」を覆すことができないままそれと並立した時期でもあった。桂は「勸業銀行農工銀行を通し地方に於ける中小階級の民族に對する低利の生産資金の供給を増加せんとす」として地場生産業育成を主眼とした特殊銀行の資金運用

適正化の必要性を主張し、「事業不振の聲依然として存するに拘らず會社の拂込、債券の發行又は新事業の計畫が頗る巨額に上るに至れり」と述べて、いわゆるインフラ整備型設備投資資金である電力、ガス、電鉄産業等への資金供給が抱えるリスクについて注意喚起している<sup>(27)</sup>。

実際この演説が行われた数ヶ月後の明治44年下期から金融引締めに移るので、新規設備投資資金を提供した相手方企業が追加資金や運転資金を必要とする時点では銀行もそれまでの柔軟さで対応できるとは保証できないことを桂はその慧眼で見通していたことになる。つまり国家建設を支える重厚長大設備投資への資金供給と地道な地場産業育成資金の供給をバランス良く保つことで、適正にリスクを回避し金融機関の役割を發揮させようとするのがこの発言の趣旨である。したがって金融監督行政の基本方針に沿って資金運用の適正性を銀行検査で指導し、検査を通して把握した実態を分析した上でその結果を銀行行政に生かすというのが好ましいスパイラルである

## おわりに

本稿の目的は明治後期における金融行政当局者や業界代表者の銀行検査に対する認識を探り、それがどのような変遷を見せるのかを分析検討することであった。そのために、(1)金融行政当局者等の銀行検査に対する認識の切り口を定め、その一方で銀行検査関連発言をカテゴリー分類して両者の対応関係を規定すること。(2)この対応関係を基に金融行政当局者等の銀行検査に対する認識を外形的に把握すること。(3)明治後期の金融経済情勢を特徴づける経済攪乱要因として日清・日露戦争を重視し、銀行動揺の実態を加味して外形的に把握した金融行政当局者の銀行検査に対する認識を分析するとともに、その変遷について検討すること等3つのステップを踏んだ。

最後のステップである実証分析では対象とした銀行検査関連発言を日清・日露戦間期である明治36年の発言、銀行動揺が発生した明治40年の発言、日露戦争後の明治42、44年の発言に大きく

分類し、明治40年の発言を軸としてその前後で銀行検査に対する認識がどのような変遷を見せるのかという点を分析視角とした。

銀行動揺が発生した明治40年の銀行検査関連発言では明治39年の「蔵相内訓」をめぐり阪谷大蔵大臣と松尾日銀総裁の発言が銀行融資に対する認識において微妙に食い違っていた。しかし両者ともそれぞれの立場から銀行動揺の現実を受けて意を尽くして銀行検査に対する認識を述べた。

明治36年から同44年までの間、大蔵大臣は曾禰から阪谷、桂と引き継がれたが大蔵官僚として永年コンビを組んできた曾禰と阪谷の発言には、小規模銀行の経営基盤の脆弱性および銀行合併の有効性に対する認識において明確な連続性が認められた。また桂は総理大臣との兼任で蔵相を務めたが銀行検査関連発言に関しては時宜を捉えたオーソドックスな意見を展開した。

松尾は本稿の検討対象期間を通して日銀総裁であった人物で大蔵省とは異なる中央銀行総裁としての立場から銀行検査関連発言を行った。そして常に銀行の資金供給機能、預金者保護に関して発言するとともに銀行経営に関わる事項についても発言を行った。大蔵大臣との見解の相違は日清戦争の教訓を銀行の資金供給機能を發揮する上でどのように生かすかという点である。「蔵相内訓」という大蔵省からの大きなプレッシャーはあったものの、自らも資金供給者である日本銀行が資金供給の萎縮を容認する発言を行うことは非現実的であった。したがって松尾は中央銀行総裁としてのスタンスを保ち大蔵省との微妙なバランスにおいてその主張を貫徹した。

銀行検査関連発言の歴史の変遷を総括的に見ると明治36年の銀行検査関連発言は明治33、34年の銀行動揺の2～3年後、明治42、44年の銀行検査関連発言は明治40年の銀行動揺の2年～4年後に行われたものである。つまり10年周期の経済攪乱要因である日清・日露戦争から影響を受けた銀行動揺や金融情勢緩慢の繰り返しの中で銀行検査関連発言に大きな質的变化は見られなかった。ただし明治40年の銀行検査関連発言は銀行動揺が発生した年に行われたものであり、金融行政当



## 明治後期における金融当局検査の考察

局の危機感からか阪谷大蔵大臣は銀行経営者に対してきわめて詳細な注意喚起を行った。

金融行政当局者の銀行検査の有効性についての認識は明確ではないものの、銀行検査による個別指導が有効と考えられる問題点に関する認識は一貫して高い。明治後期においてこの金融行政当局者の認識がどのように銀行検査実務に反映され効果をあげたのかを実証的に検討することを今後の課題としたい。

### 〔注〕

- (1) 大江清一「明治中期における金融当局検査の考察——銀行条例の成立過程における銀行検査規定の変遷——」『社会科学論集 第120号』（埼玉大学経済学会, 2007年1月）。
- (2) 明石照男『明治銀行史』（改造社, 昭和10年）。
- (3) 明石, 前掲書, 142頁。
- (4) 明石, 前掲書, 144-145頁。
- (5) 日本銀行調査局「明治34年日本銀行統計年報」『日本金融史資料明治大正編 第19巻』（大蔵省印刷局, 昭和32年）452頁。
- (6) 『銀行通信録 第35巻 第211号』（東京銀行集会所, 明治36年5月）767頁。
- (7) 日本銀行百年史編纂委員会『日本銀行百年史 第二巻』（日本銀行, 昭和58年）203頁。
- (8) 明石, 前掲書, 205頁。
- (9) 日本銀行百年史編纂委員会, 前掲書, 220-223頁。
- (10) 明石, 前掲書, 208頁。
- (11) 日本銀行百年史編纂委員会, 前掲書, 240-241頁。
- (12) 日本銀行百年史編纂委員会, 前掲書, 249頁。  
公定歩合は当所商業手形割引歩合・国債を抵当とする貸付利息・国債を保証とする手形割引歩合を指す。
- (13) 日本銀行百年史編纂委員会, 前掲書, 250頁。
- (14) 日本銀行百年史編纂委員会, 前掲書, 250-251頁。
- (15) 明石, 前掲書, 207頁。
- (16) 『銀行通信録 第43巻 第259号』（東京銀行集会所, 明治40年5月）669-673頁。
- (17) 大江, 前掲論文。
- (18) 『銀行通信録 第43巻 第259号』669-673頁。
- (19) 『銀行通信録 第43巻 第259号』669-673頁。
- (20) 『銀行通信録 第35巻 第211号』767頁。
- (21) 大江, 前掲論文。
- (22) 大蔵省百年史編集室『大蔵省百年史 別巻』（財団法人大蔵財務協会, 昭和44年）55頁。
- (23) 『銀行通信録 第43巻 第259号』673-674頁。
- (24) 『銀行通信録 第47巻 第283号』（東京銀行集会所, 明治42年5月）666-667頁。
- (25) 大蔵省百年史編集室, 前掲書, 55頁。
- (26) 『銀行通信録 第47巻 第283号』。
- (27) 『銀行通信録 第51巻 第306号』（東京銀行集会所, 明治44年4月）554頁。

別表 検査関連発言演説者別内訳一覧

(図表中の数字は各主題について言及した演説原稿の字数)

演説時期	演説場所・主催・演説機会	演説者	銀行検査関連	狭義の銀行検査関連発言				広義の銀行検査関連発言			
				銀行経営	職業倫理	内部監査	預金者保護	信用機構維持	資金供給機能		
明治36年 3月	東京銀行集会所・第1回全国交換所連合会附懇親会	大隈伯爵	1,050		140			910			
明治36年 4月	大阪市中ノ島公会堂・全国銀行大会	曾禰大藏大臣(目賀田主税局長代読)	1,060		260		330				
明治37年10月	第2回交換所連合懇親会	伯爵大隈重信	340					340			
明治37年10月	第2回交換所連合懇親会	伯爵松方正義	210					210			
明治40年 4月	第5回交換所連合会祝辞及び演説	阪谷大藏大臣	4,320		340		700	620		390	
明治40年 4月	第5回交換所連合会祝辞及び演説	松尾日銀総裁	940				760			180	
明治41年 4月	日本銀行大阪支店内手形交換室・大阪手形交換所主催(西部銀行同盟会、関西銀行会)・銀行大懇親会	松方侯爵	590								
明治41年 4月	日本銀行大阪支店内手形交換室・大阪手形交換所主催(西部銀行同盟会、関西銀行会)・銀行大懇親会	勝田理財局長	1,650			660					
明治42年 4月	東京銀行集会所・東京交換所主催・第7回全国交換所連合会	桂大藏大臣	950		100						
明治42年 4月	東京銀行集会所・東京交換所主催・第7回全国交換所連合会	松尾日本銀行総裁	820		270		220			330	
明治44年 4月	京都市議事堂・第9回交換所組合銀行連合大会	桂大藏大臣	790		350					440	
合 計			12,720 (100%)		840 (7%)	660 (5%)	2,010 (16%)	2,080 (16%)		1,340 (11%)	

出典：『銀行通情報録第35巻第210号～第51巻第306号』(東京銀行集会所)。  
 注：(1) 演説者の肩書きは資料に記載されたものをそのまま使用したので年度ごとに不統一となっている。  
 (2) 演説原稿の字数は10の位までの概数で表示している。  
 (3) 明治39年は全国手形交換所連合会をはじめとする公的会議の演説記録が欠落している。

〈Summary〉

Analytical Approach to the Bank Inspection during  
the Late Stage of Meiji Period

— Recognition of the Finance Authority to Bank

Inspection seen through the Discourse —

OE Seiichi

The purpose of this research note is to trace the history of the recognition of the Finance authority to Bank inspection seen through the discourse. Analytical materials are copies of speeches at the meeting of the Bankers Association by high officials of the Finance authority.

To put the speeches in order concerning the Bank inspection, I set six categories, "depositor protection", "maintenance of credit function", "function of fund supply", "management of banks", "professional ethics", "internal audit". The first three categories are an element which consists of the concept of public nature of banking, and the last three categories are a concept to which the Finance authority attaches a high value.

The above mentioned orderly disposition is for the quantitative understanding, but in order to analyze qualitatively, it should be required to see the contents of the discourse. To analyze the contents accurately, it is required to approach from a macro economic aspect considering the Japanese-Sino War and the Japanese-Russo War as disturbing factors of the economy in the era.

The results of the qualitative analysis are as follows;

- 1) Recognition of the effects of the Japanese-Russo War on the bank management is different between the Finance Ministry and the Bank of Japan. The former had a conservative opinion, but the latter was faced with a dilemma between their position as fund supplier and as supervisory authority.
- 2) Continuity of the basic idea among all-time finance ministers is evident, especially their recognition about the vulnerability of small banks and the effectiveness of bank consolidation.
- 3) Definite change of the contents of discourse could not be found throughout the two wars.

The recognition of the Finance authority for the effectiveness of the bank inspection is still not clear, but the awareness of the efficacy of the individual instruction by bank inspection is clear. The future task would be to analyze how the Finance authority's recognition was reflected in the practice of bank inspection.

**Keywords:** Bank inspection, the Finance authority, muddle of banks, Bankers Association